

神奈川県薬物濫用防止条例

(目的)

第1条 この条例は、薬物の濫用の防止に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めることにより、薬物の濫用の防止を図り、もって県民の健康及び安全を確保するとともに、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- (1) 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する覚醒剤及び同条第5項に規定する覚醒剤原料
- (2) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1項第1号に規定する麻薬、同項第4号に規定する麻薬原料植物及び同項第6号に規定する向精神薬
- (3) あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第1号に規定するけし、同条第2号に規定するあへん及び同条第3号に規定するけしなら
- (4) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第32条の2に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉塞用又はシーリング用の充填料
- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物

(県の責務)

第3条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策の推進に当たっては、国、他の地方公共団体及び薬物の濫用の防止を目的とする団体と連携し、及び協力するものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、薬物の危険性に関する知識と理解を深め、薬物を濫用しないよう努めなければならない。

- 2 県民は、薬物の濫用の防止に関する県の施策に協力するよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

第5条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための体制を整備するものとする。

- 2 知事及び公安委員会は、相互に連携し、及び協力して薬物の濫用の防止に関する調査、指導その他の措置を講ずるものとする。

(調査研究の推進)

第6条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、薬物に関する調査研究に取り組み、薬物の試験及び検査に関する研究及び技術開発を推進し、その成果の普及を図るものとする。

(情報の収集等)

第7条 県は、現に濫用され、又は濫用されるおそれのある薬物に関する情報の収集及び整理を行い、最新の科学的知見に基づき分析及び評価を行うものとする。

- 2 県は、前項の分析及び評価の結果を、薬物の濫用の防止に関する施策に反映するものとする。

(情報の提供)

第8条 県は、薬物の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、県民に必要な情報を提供するものとする。

(教育及び学習の推進)

第9条 県は、青少年をはじめとする県民が薬物の危険性に関する正確な知識に基づき行動することができるよう、教育及び学習を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(知事指定薬物の指定)

第10条 知事は、第2条第6号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがある薬物を知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ神奈川県薬事審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定をする場合には、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

(知事指定薬物の指定の失効)

第11条 前条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1号から第5号までに掲げる薬物に該当するに至ったときは、その効力を失う。

2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定が効力を失うときは、当該知事指定薬物の名称、失効の理由その他必要な事項を告示しなければならない。

3 第21条から第25条までの規定は、知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、適用する。

(製造等の禁止)

第12条 何人も、知事指定薬物を疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として規則で定めるもの（以下「医療等の用途」という。）以外の用途に供するために製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用してはならない。

2 何人も、第2条第5号に掲げる薬物又は知事指定薬物を医療等の用途以外の用途に使用することを知って、その場所を提供し、又はあっせんしてはならない。

(広告の制限)

第13条 知事指定薬物については、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。）向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として知事指定薬物を医療等の用途に使用する者を対象として行う場合を除き、何人も、その広告を行ってはならない。

(立入調査)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、知事指定薬物若しくはその疑いがある物（以下「知事指定薬物等」という。）を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。

2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入調査、質問又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警告)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、警告を発することができる。

(1) 第12条第1項の規定に違反して、知事指定薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、購入し、譲り受け、又は使用した者

(2) 第12条第2項の規定に違反して、第2条第5号に掲げる薬物又は知事指定薬物を使用する場所を提供し、又はあっせんした者

(3) 第13条の規定に違反して広告した者

(製造中止等の命令)

第16条 知事は、前条の規定による警告を受けた者が当該警告に従わないときは、次に掲げる行為の中止を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、購入、譲受け、使用又は広告
 - (2) 第2条第5号に掲げる薬物又は知事指定薬物を使用する場所の提供又はあつせん
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条各号のいずれかに該当する者に対し、同条の規定にかかわらず、同条の規定による警告を発することなく、前項各号に掲げる行為の中止を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (1) 県民の健康及び安全を確保するため緊急を要する場合で、前条の規定による警告を発するいとまがないとき。
 - (2) 前条各号のいずれかに該当する者が、過去に同条の規定による警告を受けたことがあるとき。
- (知事指定薬物である疑いがある物の検査等)
- 第17条 知事は、知事指定薬物である疑いがある物を発見した場合において、保健衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該物を製造し、栽培し、販売し、授与し、又は所持した者に対し、当該物が知事指定薬物であるかどうかについて、知事又は知事の指定する者の検査を受けるべきことを命ずることができる。
- 2 前項の場合において、知事は、同項の検査を受けるべきことを命ぜられた者に対し、同項の検査を受け、次項の規定による通知を受けるまでの間は、当該物及びこれと同一の物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、又は広告してはならない旨を併せて命ずることができる。
- 3 知事は、第1項の検査の結果が判明したときは、遅滞なく、これを当該検査を受けるべきことを命ぜられた者に通知しなければならない。
- (緊急時の勧告)
- 第18条 知事は、薬物（第2条各号のいずれであるかが明らかでない場合又は同条第6号に掲げる薬物（知事指定薬物を除く。）である場合に限る。）の濫用により保健衛生上の重大な危害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、購入し、譲り受け、使用し、使用する場所を提供し、若しくはあつせんし、又は広告する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告を行ったときは、県民に当該勧告に係る薬物に関する情報を提供するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による勧告を行ったときは、その旨を審議会に報告するものとする。
- (知事への通知)
- 第19条 公安委員会は、第2条第5号又は第6号に掲げる薬物の濫用の防止を図るため必要があると認めるときは、当該薬物の販売の状況その他の知事が当該薬物の濫用を防止するための措置を講ずるために必要と認められる事項を知事に通知することができる。
- (委任)
- 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は公安委員会規則で定める。
- (罰則)
- 第21条 第16条の規定による命令（第15条第1号に掲げる者に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- (1) 第12条第1項の規定に違反した者
 - (2) 第16条の規定による命令（第15条第1号に掲げる者に係るものを除く。）に違反した者
- 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- (1) 第12条第2項又は第13条の規定に違反した者
 - (2) 第17条第2項の規定による命令に違反した者
- 第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
- (1) 第14条第1項の規定による立入調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 - (2) 第14条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(3) 第17条第1項の規定による命令に違反した者

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第21条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第12条から第17条までの規定及び第21条から第25条までの規定は、同年6月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和2年5月12日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第38号）

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。